

令和7年度

介護保険法に基づく運営指導等 ～指導及び監査の概要～

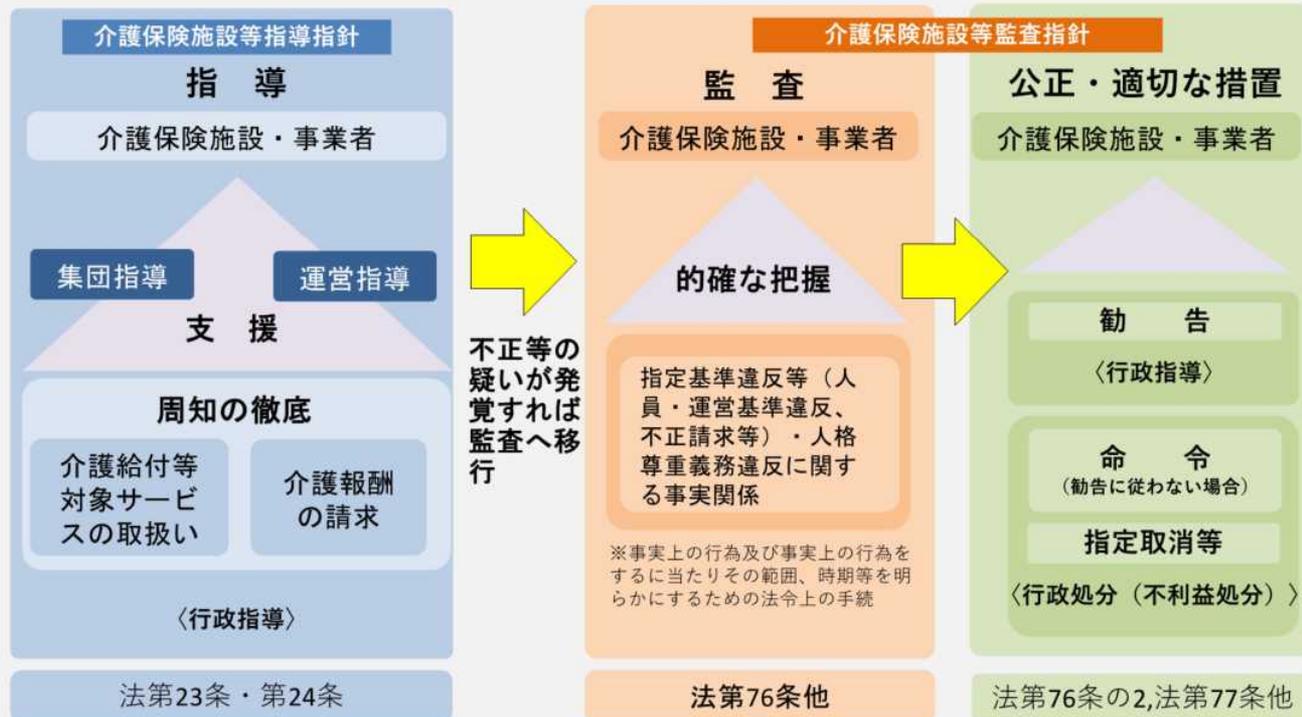
※全サービス対象

高知県福祉指導課 介護指導担当

事業所・施設に対する指導監督の具体的な流れ【全体像】

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化



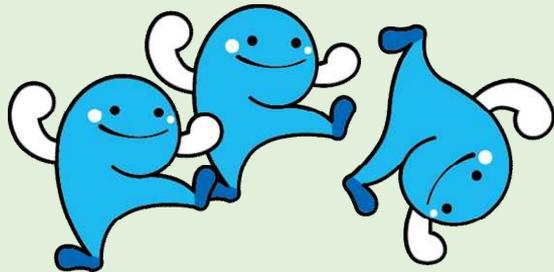
出典：「介護サービス事業者等に対する指導・監査の考え方と実践について」令和7年度介護保険指導監督等職員研修（動画研修） 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

内容

- 1 介護保険法に基づく「指導」について
- 2 介護保険法に基づく「監査」について
- 3 結果に関する情報提供

(1) 指導の目的及び方針

- ・介護保険施設等が、利用者の尊厳を尊重し、質の高い介護サービスを提供できるように支援する。
- ・介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求方法について、正しい知識の「周知徹底」を図る。
- ・サービスの質の確保と保険給付の適正化を推進する。



(2) 指導対象

対象は全てのサービスとなります。

※ 複数の事業を実施している場合は、それぞれのサービス毎に運営指導を行うことを原則とします。

※ 高知県では、地域密着型サービスは対象としていません。

※ 中核市である高知市が指定している事業所等に対する指導及び監査は、高知市が実施しています。

居宅サービス	施設サービス	介護予防サービス
<p>訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売</p>	<p>指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院</p> 	<p>介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売</p>

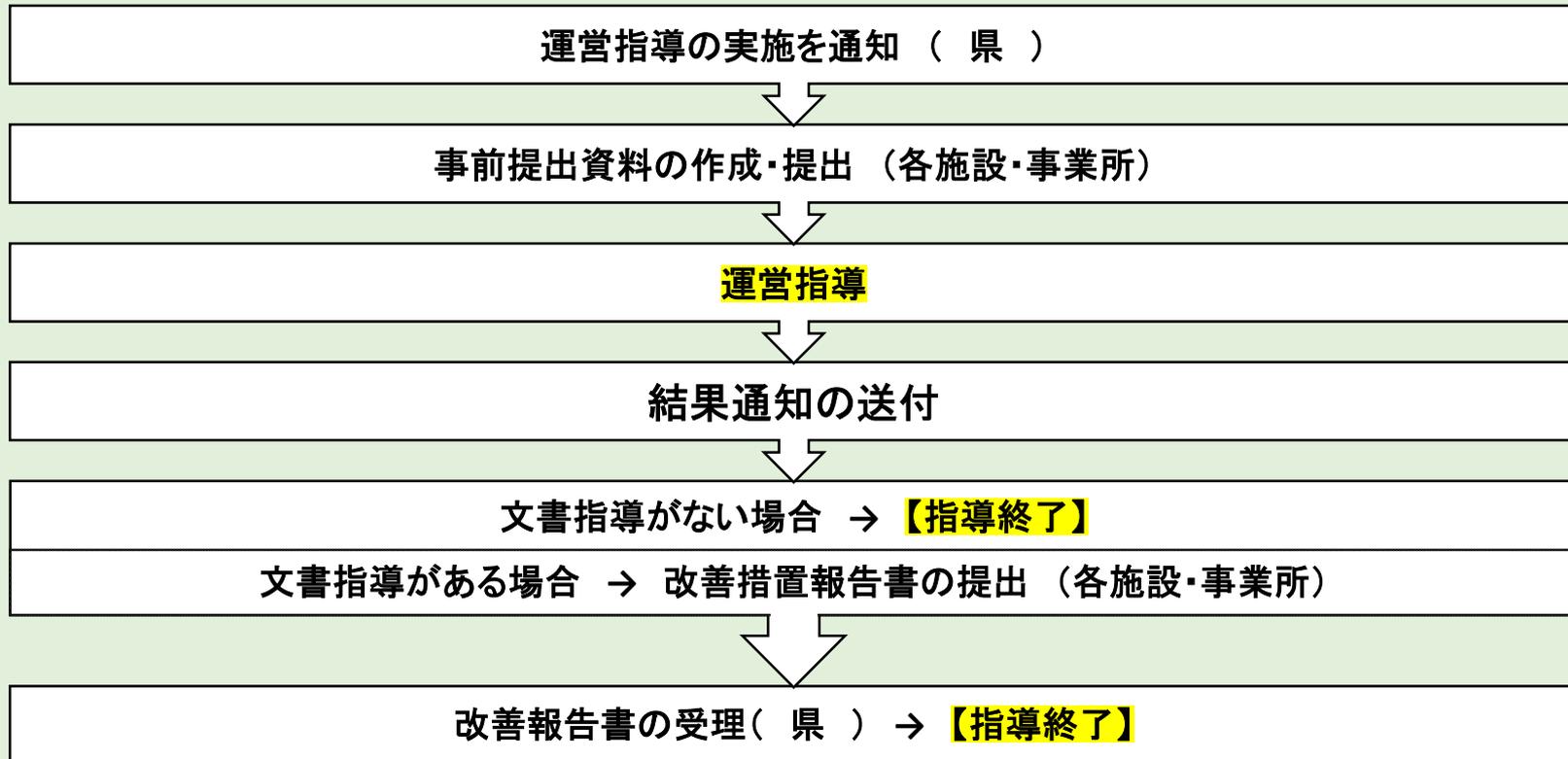
(3) 指導内容

- ア 人員に関する基準
- イ 設備に関する基準
- ウ 運営に関する基準
- エ 報酬請求に関する事項 など

(4) 指導の形態・実施方法

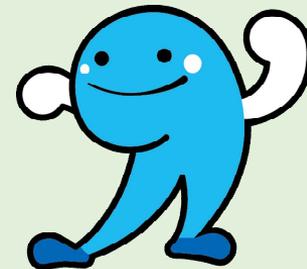
- ア 集団指導
講習等の方式により一定の場所に集めて実施
(オンライン方式等を活用する場合があります)
- イ 運営指導
各施設、事業所へ赴き、関係書類の閲覧や関係者との面談質問方式
で実施(オンライン方式等を活用する場合があります)

○運営指導の流れ



(5) 指導結果の通知等

- 運営指導の結果は、文書によって通知します。
- 改善を要すると認められる事項があった場合は、期限を付して文書による改善措置報告を求める事項と、文書による改善措置報告までは求めない事項（文書口頭指導）に分けて通知しています。
- 改善措置報告書の作成にあたり、報告時点ではまだ改善予定の場合は、改善予定日と改善後に再度提出する旨を記載して、その時点での状況を報告してください。



(6) 監査への変更



運営指導中に以下に該当する状況を確認したときは、運営指導を中止し、直ちに「介護保険法に基づく監査」を行う場合があります。

- 1 知事が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

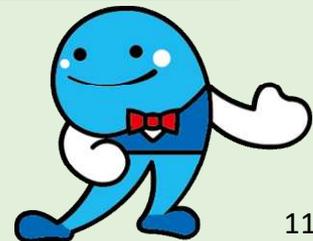
内容

- 1 介護保険法に基づく「指導」について
- 2 介護保険法に基づく「監査」について
- 3 結果に関する情報提供

(1) 監査の目的

ア 介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ること。

イ 介護給付等対象サービスの内容について、次の(3)イに示す行政上の措置に該当すると認められる場合若しくはその疑いがある場合、又は介護保険給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること。



(2) 監査の形態・実施方法

次に示す情報を踏まえ、指定基準違反等(人員基準違反、運営基準違反、介護報酬の不正請求等)又は人格尊重義務違反(高齢者虐待防止法違反等)の確認について必要があると認める場合に、報告若しくは帳簿書類その他物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

(ア) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(イ) 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

(ウ) 介護報酬の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(エ) その他、運営指導において確認した情報

(3) 監査結果の通知等

- ア 改善勧告にいたらない軽微な改善を要する事項がある場合は、後日文書により結果を通知し、期限を付して文書による改善措置報告を求めます。
- イ 指定基準違反等が認められた場合には行政上の措置を行います。

- ① 勧告…期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかった場合は、その旨を公表することとなります。
- ② 命令…正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを命令することができる。命令した場合はその旨を公示しなければならない。
- ③ 指定取消等行政処分…指定の取消処分に該当すると認められる場合には、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

※監査の結果、命令又は取消等の処分に該当すると認められる場合は、聴聞又は弁明の機会を付与します。

※勧告、命令又は指定の取消等を行った場合に、介護サービス費の全部又は一部について、市町村に対し不正利得の徴収(返還金)として徴収するよう指導します。

※命令又は指定の取消等を行った場合は、原則として、上記の返還金を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導します。

内容

- 1 介護保険法に基づく「指導」について
- 2 介護保険法に基づく「監査」について
- 3 結果に関する情報提供

実施した運営指導及び監査の結果については、原則過去5年度分を高知県庁1階「県民室」及び「福祉指導課のホームページ」にて情報提供しています。

